

<カタログのメモ>

体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントはなぜ必要か

古川 肇

1. 「国際目録原則覚書」に対する一つの疑問

世界各国の目録規則の枠組みとして、1961年以来長い生命を保っていた通称パリ原則に代わって、国際目録原則覚書が2009年2月に刊行された。そのなかに、以下のような不審な個所が見受けられる¹⁾。

6.3.4.4. 著作／表現形の名称の形

著作、表現形、体現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイントは、独立したタイトルであることも、また、その著作の作成者（単数または複数）に対する典拠形アクセスポイントと結合されたタイトルであることもある。

この条項は、「6.3. 典拠形アクセスポイント」の下位である「6.3.4. 典拠形アクセスポイントの名称の形」のさらに下位であり、「6.3.4.1. 個人名の形」、「6.3.4.2. 家族名の形」、「6.3.4.3. 団体名の形」と横並びで位置するものである。

先へ進む前に、念のため同原則から典拠形アクセスポイントの定義をも引用する²⁾。

典拠形アクセスポイント(Authorized access point) — 規則または基準に従って確立され作成される、実体に対する優先的な統制形アクセスポイント。（以下略）

さて、この6.3.4.4.のタイトルと、筆者が付した下線部とを見比べると、両者の間には明らかに齟齬がある（翻訳に誤りはない）。即ち、タイトルが、著作と表現形に対する典拠形アクセスポイントに限定されているのに、下線部では、これらに加えて「体現形または個別資料に対する典拠形アクセスポイント」まで列挙されているのである。

どちらが正しいのだろうか。当初、筆者は次のように考えていた。体現形や個別資料に典拠形アクセスポイントが存在するとは考えられない。タイトルが正しく本文は誤りである、と。現に歴代の目録規則はもとより制定されたばかりのRDAにも、体現形や個別資料の典拠形アクセスポイントに関する規定は存在しない。完成までの過程でも話題になったことはなかったはずである。筆者といえども体現形にも個別資料にも、関連を表現するために（ハイパーリンクを張るために）識別子が必要であることは、もとより承知していた。しかし、それはISBNのような固有番号の類であって、典拠形アクセスポイントは想定していなかった。

ところが、FRBRモデルでは、第1グループの著作から個別資料までの4実体は、同時に概念、物、出来事、場所、個人、団体とともに、主題に関する第3グループにも属する。そして、4実体の典拠形アクセスポイントは、主題目録法の領域で固有名件名として使用されるのであり、この場合、もちろん固有番号では使いものにならない。こうして、体現

形または個別資料に対する典拠形アクセスポイントが必要であることに、筆者は遅ればせながら気付いた次第である。即ち、国際目録原則覚書の6.3.4.4.については、タイトルの方を訂正して体現形と個別資料を追加しなければならないのであった。

2. 体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントの形

では、体現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントは、どのような形で表現されるのだろうか。それを類推するには、RDAで著作または表現形に対する典拠形アクセスポイントが、次のように形成されることを想起する必要がある³⁾。

著作または表現形を表現するために典拠形アクセスポイントを構成するときは、著作に対する優先タイトルを基礎とする。著作を表現する優先アクセスポイントは、次の2要素をこの順に結合する。a) 著作に責任を有する個人・家族・団体に対する優先アクセスポイント、b) 著作に対する優先タイトル (5.5)。例：Hemingway, Ernest, 1899–1961. Sun also rises (6.27.1.2)

表現形を表現する典拠形アクセスポイントは、著作を表現する典拠形アクセスポイントに表現形のエレメントを付加して作成する。例：Brunhoff, Jean de, 1899–1937. Babar en famille. [ここまでが著作を表現する典拠形アクセスポイント。以下が表現形のエレメント] English. Spoken word (6.27.3)。

著作の内容に責任を有する個人・家族・団体 (creator) に対する優先アクセスポイントと優先タイトルから成る著作の典拠形アクセスポイントに、エレメントを付加して表現形の典拠形アクセスポイントを形成する。とすれば、その延長線上に、表現形の典拠形アクセスポイントにエレメントを付加して体現形の典拠形アクセスポイントを作り、体現形の典拠形アクセスポイントに個別資料の典拠形アクセスポイントを作る、と考えられる。そして、おそらく体現形には出版者名など出版事項を、個別資料には所蔵者 (個人または団体) をエレメントとして付加することになるのではないだろうか。

3. 第1グループの実体に対する典拠形アクセスポイントの役割

このように表現される第1グループの実体に対する典拠形アクセスポイントの機能を改めて考えると、三つの役割があると思われる。

第一は、もちろんアクセスポイントの役割である。ただし、利用者が、著作に対する典拠形アクセスポイント以外の典拠形アクセスポイントから検索するとは考えにくい。これらはパソコン画面上で書誌レコードの集合を作って、表示するのが役割というべきであろうか (例：『ハムレット』の邦訳のリスト)。

第二は、識別子 (identifier) の役割であり、そもそもこれなしに関連の表現は不可能である。この点はRDAとの関わりでまた後に触れる。

第三は、固有名件名の役割である。まず、著作に対する典拠形アクセスポイントは、いわゆる作品論などへの固有名件名として過去も現在も頻繁に使用されていることは疑いない。それに対して、固有名件名として用いられる表現形以下の実体に対する典拠形アクセ

スポイントは、どのような場合に使用されるのかなかなか想像しにくいけれども、具体的な例に即して考えてみよう。

例1：『サムエルソン経済学解説』（以下、備考参照）

例2：『抒情小曲集』の装幀をめぐる

例3：「漱石文庫所蔵 Tolstoy: What is Art? にみられる漱石の書き入れについて」

例1は、近代経済学の基本的教科書と目され、長年月にわたって次々と改版され続けてきたポール・サミュエルソン著 *Economics: An Introductory Analysis* 第10版の解説である（NDL-OPAC内の書誌レコードの注記による）。これは特定著作の特定表現形を主題とするものであるから、固有名件名として表現形に対する典拠形アクセスポイントが付与されると考えられる。例2は雑誌論文であるが、当該詩集の初版本の装幀を扱っていると仮定すれば（本文未見）、固有名件名として表現形に対する典拠形アクセスポイントが付与されるだろう。例3も雑誌論文であるが、明らかに夏目漱石が自らの蔵書であるトルストイの芸術論に加えた書き込みを研究対象としたものであるから、固有名件名として個別資料に対する典拠形アクセスポイントが付与されると思われる。このようにして、使用頻度は低くても表現形以下の典拠形アクセスポイントは、すべて必要であると言える。

4. RDAへの疑問

RDAには、既述のとおり表現形および個別資料に対する典拠形アクセスポイントに関する規定がない。しかも固有番号としても、例示にはISBNなど公認のものしか挙げられていない。もし各目録作成機関独自の固有番号を認めないとしたら、関連付けられない資料が頻出すると予想される。RDAは識別子に関する規定に乏しいと言わなければならない。

表現形・個別資料に対する典拠形アクセスポイントは、関連については言うに及ばず、固有名件名を表現するためにも必要とされる場合がある。したがって、目録規則には、FRBRの第一グループの4実体のすべてについて、典拠形アクセスポイントに関する規定と、記述に関する規定が、どのような構成や比率であれ存在することが求められる、と筆者は考えるのである。

注（最新アクセス日：2011/10/9）

1) 『国際目録原則覚書』国立国会図書館収集書誌部訳 2009 p8-9

http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf

2) 『国際目録原則用語集』国立国会図書館収集書誌部訳 2009 p13

http://www.ndl.go.jp/jp/library/data/ICP-2009_ja.pdf

3) 古川肇「書誌レコードおよび典拠レコードに関する規則の成立—RDAの完成—」『資料組織化研究-e』59 (2010.12): 21,27 <http://ojs.info.gsucc.osaka-cu.ac.jp/TS/index.php/TS/article/viewFile/37/75>

備考 例として使用した3文献の書誌データは、次のとおりである。

R. ロビンソン著 都留重人監訳『サムエルソン経済学解説』東京：マグローヒル好学社，1977

小川重明「『抒情小曲集』の装幀をめぐって」『室生犀星研究』15: 2481-2483(1997.6)

高橋美智子「『漱石文庫所蔵 Tolstoy : What is Art ? 』にみられる漱石の書き入れについて」『比較文学』
15:25-40(1972.10)

(ふるかわ はじめ 近畿大学)

(2011年10月9日受理)